No.0128/2017/ 8/15



難しい会社の相続

相次ぐ上場企業の事業承継のトラブル

最近でも大戸屋、大塚家具、ロッテ、などの上場企業でさえ、事業承継のトラブルで他の一般株主を巻き込んだ大騒動となっている事例はあります。議決権争奪戦(プロキシーファイト)、取締役の解任等等、公開されているからこそ世間の耳目を集めることになります。

上場企業であるためには、上場維持のために必要なコストも高く、何より株主への配慮に注力せざるを得ず、敵対的買収先とも戦い、安定株主対策に翻弄されることになります。創業家にとっては、一旦公開したら、自分の会社ではなくなるので当然とは言え、創業者が経営に携わっている限り、株式を市場で売り抜けることもままならず、厳しいインサイダー規制の対象となります。

未上場ゆえの悩み

一方、未上場企業は非公開とはいえ、数多くトラブルがあるものと思われます。未上場企業の事業承継の難しさは、まず相続するものが未上場株式であることに起因します。未上場株式には譲渡制限がついている場合が多く、流動性もないので、簡単に株式を売却して換金することはできません。一方相続の時に評価が高いからと言っても、相続税の物納をすることも困難です。経営に携わっていない傍系の同族株主にとっては、ただ相続税評価が高いだけで、配当でももらわない限り、保有しているメリットは殆どありません。上

場企業のように人材も集まりにくいのも悩みです。 全企業の 65%、社長年齢が 60 歳代以上の企業で は 50%以上が後継者が不在と答えています。

(2011 年 帝国データバンクの実態調査)

全国の社長の平均年齢も高齢化が進んでいます。 すなわち事業承継のタイミングはもう迫っている のにまだ半分の企業で後継者が不在という実態な のです。(右図)



相続税対策リスク

後継者が定まっていなくても、相続税対策は必

要となります。未上場企業であっても、優れた事業や従業員、優良顧客を抱えている会社は多くあります。そのような企業ほど、株式の相続税評価額が高く、つまり相続税負担が重く、事業承継を難しくしています。優良企業を創業した経営に長けているはずの社長に限って、事業承継に失敗することになります。そのような優良企業になるほど、金融機関や不動産業者などから、様々な節税の提案攻勢を受ける機会が多くなります。

業者からの提案には、賃貸アパート経営から遊休地の有効活用、余剰資金の運用(投資)、事業承継対策と称して持株会社の設立、株価対策まで、幅広いものがあります。それらの提案には、説明されていないリスクも含まれており、オーナー側はいつの間にか資産を失うこともあるでしょう。事業承継のリスクには、このような事業にかかわるリスクだけでなく、相続税対策から派生するリスクも含まれるのです。